

学位論文審査会の開催に関する取扱い

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則，医学系研究科博士前期課程「応用医工学系」学位論文審査実施要項，医学系研究科博士後期課程「応用医工学系」学位論文審査実施要項（課程博士）及び医学系研究科博士後期課程「応用医工学系」学位論文審査実施要項（論文博士）に定める学位論文審査会（以下「審査会」という。）の開催に関して，次のとおり取扱うものとする。

なお，この取扱いは，審査会で発表する内容が特許出願を予定している場合又は特許出願の可否を検討している場合であり，特許出願済み，又は，特許に関係しない内容の場合には，審査会は下記の措置を要しない。

（用語）

第1条 この取扱いにおける用語は，次のとおりとする。

- (1) 発表者とは，学位申請者で，審査会で発表する者をいう。
- (2) 主催者とは，審査会を開催する責任者をいう。
- (3) 参加者とは，審査会に参加するすべての者をいう。

（発表者）

第2条 発表者は，審査会で発表する内容に関して，審査会後に特許出願する予定である場合，又は，特許出願の可否を検討している場合には，審査会開催前に主催者にその旨書面により通知し，次条以降に定める必要な措置を求めなければならない。

（主催者）

第3条 主催者は，発表内容について，特許法第29条第1項の規定に該当するに至らないよう必要な措置を講じなければならない。

2 発表者から前条に定める通知を受理した場合には，次条以降に定める措置をとらなければならない。

なお，この場合，審査会に代えて，主査，副査及び発表者だけによる個別の学位審査を行うことができる。

3 主催者は，前第1項及び第2項の措置を講じた場合，審査会後の特許出願について責任を負わない。

（参加者の守秘義務）

第4条 参加者は，審査会で発表される内容について，守秘義務に同意し，主催者が指定する書面に署名しなければならない。

（参加者の資格）

第5条 参加者は，次の者に限定する。

- (1) 学位論文審査委員
- (2) 学位論文審査を受ける者
- (3) 学位論文審査を受ける者の所属する講座の教員
- (4) 学位論文審査を受ける者の所属する講座の大学院生
- (5) 学位論文審査を受ける者を研究指導した者

(参加者への事前通知)

第6条 主催者は、審査会の開催案内において、参加者の入場制限及び守秘義務について周知しなければならない。

(審査会場)

第7条 審査会場は、参加者以外の者の任意の入退室制限及び審査内容の漏洩防止が可能な場所を設定しなければならない。

(審査会で使用する資料)

第8条 主催者は、審査会のために発表者が作成した資料を参加者に配布しようとする場合は、審査会を行う場所、時間内において配布し、退室時に当該資料を回収する措置を取らなければならない。

(持ち込み物品の制限)

第9条 参加者は、録音装置、映像撮影装置等の持ち込み及び記録を行ってはならない。

(その他)

第10条 その他、この取扱いに定めのない事項については、主催者の指示に従うものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年6月8日から施行する。